

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	研修室等の使用の許可の取消し	
根 拠 法 令 名	大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例 (平成 13 年条例第 4 号)	(条項)第 4 条第 3 項
基 準 法 令 名	大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例	(条項) 第 4 条第 2 項及び第 3 項
	大津市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 49 号)	第 8 条
所 管 部 署	指定管理者：公益財団法人 大津市公園緑地協会 (所管：都市計画部公園緑地課管理係)	
<p>【処分基準】 ・ 文書の名称 【 】</p> <p>・ 掲載図書等 【 】</p> <p>・ 内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>当該使用が大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例第 4 条第 3 項各号又は大津市暴力団排除条例第 8 条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当することを基準とする。なお、大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例第 4 条第 3 項に規定する「前項各号のいずれか」のうち、同条第 2 項第 3 号に規定する「その他スポーツハウスの管理上支障があると認められるとき」は、大津市スポーツハウス・リバーヒル大石の管理運営に関する規則 (平成 13 年規則第 31 号) 第 4 条各号に規定する入場者の遵守事項を遵守せず、又は営利を図る目的で使用していると認められるときとする。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例 (使用の許可)</p> <p>第 4 条 研修室、大広間、宿泊室、自転車又はテニスコート(以下「研修室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、第 8 条の規定に基づきスポーツハウスの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、研修室等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付することができる。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 研修室等の施設、設備等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。</p>		

(3) その他スポーツハウスの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、研修室等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前項各号のいずれかに該当したとき

○大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。